

# 第一章

## 難民及び無国籍者に関する原則

### I

#### 国際連合難民高等弁務官事務所規程

総会決議 四二八(V)

採択 一九五〇年二月十四日

を締結すること。

(c) 最窮乏状態にある難民を排除することなしに、すべての難民の入国を認めること。

(d) 難民の自発的帰還の促進に尽力する高等弁務官を援助すること。

(e) 特に帰化を容易にすることによって、難民の同化を促進すること。

(f) 難民に対して、旅行証明書及び国家机关が通常他の外国人に与えるその他の文書、特に難民の再定住を促進する文書を与えること。

(g) 難民に対して、その資産、特に再定住のために必要な資産の移転を許可すること。

(h) 高等弁務官に対して、難民の数及び状態並びに難民に関する法令についての情報を提供すること。

3 本決議の実施にあたって国際連合非加盟国の協力をも得るため、事務総長に対して、この決議を附属書とともに、非加盟国に対しても送付するよう要請する。

(注)

国際連合総会は、一九四九年十二月三日の決議三一九(VI)において、一九五一年一月一日をもって難民高等弁務官を設置することを決

総会は、

一九四九年十二月三日の決議三一九Aを考慮し、

1 国際連合難民高等弁務官事務所規程である同決議附属書を採択し、

2 国際連合難民高等弁務官事務所の権限に該当する難民に関する国際連合難民高等弁務官の任務の遂行について、諸政府が特に次のことを行うことにより、高等弁務官に協力するよう要請する。

(a) 難民の保護について規定する国際条約の当事国となること及びかかる条約に基づき必要な実施措置をとること。

(b) 難民の状態を改善し、保護を必要とする人数を減少せしめるに適する措置を実施するため高等弁務官との間で特別協定

定した。

国際連合難民高等弁務官事務所規程は、一九五〇年一月四日に、国際連合総会によって決議四二八(V)の附属書として採択された。総会はまたこの決議において、高等弁務官事務所の権限に該当する難民に関する高等弁務官の任務の遂行について諸政府が高等弁務官に協力するよう要請した。本規程によれば、高等弁務官の事業は、人道的及び社会的なものである。また完全に非政治的な性格のものである。

高等弁務官の任務は、規程及び、総会によってその後採択された多くの決議に定められている。総会及び経済社会理事会によって採択された高等弁務官事務所に関する決議は、UNHCRにより、情報文書、HCR/INF/48/Rev. 2に含まれるものとして発行される。

高等弁務官は、毎年経済社会理事会を通じて総会に報告を行う。規程第四項に従って難民諮問委員会が経済社会理事会(一九五一年九月一日の決議三九三(XIII)B)により設置されたが、当該委員会は、後に国際連合難民基金(UNREF)執行委員会として再組織された(一九五四年一月二二日の総会決議八三二(IX))に従って採択された一九五五年三月三十一日の経済社会理事会決議五六五(XIX)。さらに国際連合難民基金執行委員会に代わって一九五八年高等弁務官計画委員会が設置された(一九五

七年一月二六日の総会決議一一六六(VII)及び一九五八年四月三〇日の経済社会理事会決議六七二(XXV))。執行委員会は、その権限に基づいて、特に高等弁務官事務所の物質的援助計画を承認かつ監督し、また高等弁務官の要請に基づいて、高等弁務官が規程上の任務を遂行するに際し助言を与える。執行委員会は当初二四カ国から成っていた。一九六三年(一九六三年一月二二日の総会決議一九五八(XIII))、その数は三〇カ国に増加し、また一九六七年には(一九六七年一月二二日の総会決議二二九四(XXII))三カ国となり、可能な限り最も広範な地理上の配分を表わすことが実現されることとなった。事務所は、当初三年の期限で設立された(規程第五項)。事務所は、一九五三年一月二三日の総会決議七二七(VIII)、一九五七年一月二六日の同一一六五(XII)、一九六二年一月二七日の同一七八三(XIII)、一九六七年一月一日の同一二九四(XXII)、一九七二年一月二二日の同一九五七(XXVIII)、一九七七年一月二八日の同一三〇六八及び一九八二年によって、その都度、継続して五年間の期間延長され、現在の期限は一九八三年一月三十一日までである。

## 〔附属書〕

### 国際連合難民高等弁務官事務所規程

#### 第一章 一般規定

1 国際連合難民高等弁務官は総会の権威の下に行動して、本規程の適用範囲に該当する難民に対して国際連合の後援の下に国際的保護を与えるという任務を負い、かつ、このような難民の自発的帰還または新しい国内社会内での同化を促進するために政府及び、関係国政府による認可を条件として、民間団体を援助することによって難民問題の恒久的解決を図るという任務を負う。

この任務の遂行にあたって、とりわけ、困難が生じた場合、さらには例えばこれらの難民の国際的地位に関する論議については、高等弁務官は、難民に関する諮問的委員会が創設されているときは、同委員会の意見を求めなければならない。

2 高等弁務官の事業は完全に非政治的性質のものでなければならない。また、同事業は人道的及び社会的なものでなければならず、原則として難民という集団ないし部類に関係するものとする。

3 高等弁務官は、総会または経済社会理事  
会が与える政策指示に従わなければならない  
い。

4 経済社会理事会は、難民に関する諮問的  
委員会の設置を決定することができる。た  
だし、この件に関して高等弁務官の見解を  
聴取した後でなければならぬ。同諮問的  
委員会は、難民問題の解決に寄せる当該者  
の顕著な関心及び献身を基礎として同理事  
会が選出する国際連合加盟国代表及び非加  
盟国代表によって構成される。

5 総会は高等弁務官事務所が一九五三年一  
二月三十一日以降も存続されるべきかどう  
かを決定する目的で、同事務所のための諸取  
極を第八通常総会期までに再検討するもの  
とする。

## 第二章 高等弁務官の任務

6 高等弁務官の権限は次の者にまで及ぶ。

- A (i) 一九二六年五月一二日及び一九二八年  
六月三〇日の両取極、または一九三三年一  
〇月二八日及び一九三八年二月一〇日の両  
条約、一九三九年九月一四日の議定書また  
は国際難民機関憲章のいずれかに基づいて  
難民とみなされている者。  
(ii) 一九五一年一月一日前に生じた事件の

結果として、かつ、人種、宗教、国籍もし  
くは政治的意見を理由に迫害を受けるおそ  
れがあるという十分に理由のある恐怖を有  
するため、国籍国の外にいる者であつて、  
その国籍国の保護を受けることができな  
い者またはそのような恐怖を有するためもし  
くは個人的便宜以外の理由のために国籍国  
の保護を受けることを望まない者。または、  
無国籍者であつて、かつ、常居所を有して  
いた国の外にいる者であつて、当該常居所  
に帰ることができない者または個人的便  
宜以外の理由のために当該常居所国に帰  
ることを望まない者。

国際難民機関がその活動期間中に下した  
適格性に関する決定は、本項の条件を充た  
す者に難民たる地位を付与することを妨げ  
ない。

高等弁務官の権限は本A項に定める者に  
対し、次のいずれかの場合には適用を終  
止しなければならない。

- (a) 当該者が任意に国籍国の保護を再び受  
けている場合。  
(b) 当該者が国籍を喪失していたが、任意  
にこれを回復した場合。  
(c) 当該者が新たな国籍を取得し、かつ、  
当該の新たな国籍国の保護を受けている  
場合。

(d) 当該者が迫害を受けるおそれがあると  
いう恐怖を有するため、定住していた国  
を離れまたは定住していた国の外にとど  
まっていたが、当該定住していた国に任  
意に再び定住するに至った場合。

(e) 当該者が難民であると認められる根拠  
となつていた事由が消滅したため、国籍  
国の保護を受けることを拒否しつづける  
ための、個人的便宜上の理由ばかりでは  
なくそれ以外の理由をも、もはや主張す  
ることができない場合。純粋に経済的な  
性質の理由は援用することはできない。

(f) 当該者が無国籍者である場合には、難  
民であると認められる根拠となつた事由  
が消滅し、かつ、以前に常居所を有して  
いた国へ帰ることができるときに、当該  
国へ帰ることを拒否しつづけるための、  
個人的便宜上の理由ばかりでなくそれ以  
外の理由をも、もはや主張することがで  
きない場合。

B 人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を  
理由に迫害を受けるおそれがあるという十  
分に理由のある恐怖を有するために、国籍  
国の外にいる者であつて、その国籍国政府  
の保護を受けることができないう者またはそ  
のような恐怖を有するために国籍国政府の  
保護を受けることを望まないその他の者。

または、当該者が無国籍である場合、右記の恐怖を有するために以前の常居所国の外にいる者であつて、かつ、当該常居所国に帰ることができないその他の者もしくはこのような恐怖のために当該常居所国に帰ることを望まないその他の者。

7 ただし、6に定める高等弁務官の権限は次の者には及ばない。

(a) 二つ以上の国籍を有する者であつて、そのいずれか一つの国との関係では前条の条件を満たしていない者。

(b) 現在居住している国の権限のある機関によつて、その国の国籍を保持することに伴う権利及び義務を有すると認められる者。

(c) 国際連合の他の組織または機関から保護または援助を引き続き受ける者。

(d) 犯罪人引渡条約の規定の適用範囲に入る犯罪、国際軍事法廷ロンドン憲章の第六条に定める犯罪、または世界人権宣言<sup>(注2)</sup>第一四条2の条件の適用範囲に入る犯罪を行ったと思料される重大な理由のある者。

8 高等弁務官は以下のことによつてその事務所の権限の範囲内に入る難民の保護に備える。

(a) 難民保護のための国際条約の締結及び

批准を促進し、その適用を監督し、かつその修正を提案する。

(b) 政府との特別協定を通じて、難民の状態を改善し保護の必要な人数を減少せしめるのに適する一切の措置の実施を促進する。

(c) 任意の帰国または新しい国の社会内での同化を促進しようとする政府及び民間の努力を援助する。

(d) 最窮乏状態にある難民を排除することなく、難民の各国領域への受入れを促進する。

(e) 難民がその財産、とりわけ再定住に必要なものの移転するための許可を得るよう努力する。

(f) 各国領域内の難民の数と状態及び難民に関する法令について各国政府から情報を入手する。

(g) 関係する各国政府及び政府間機関と連絡する。

(h) 難民問題を取扱う民間機関との、高等弁務官が最善と思料する方法による接触を設定する。

(i) 難民の福祉に関係のある民間機関の努力の調整を促進する。

9 高等弁務官はその自由裁量に委ねられる財源の範囲内で、帰国及び再定住を含めて、

総会の決定するその他の活動にも従事しなければならぬ。

10 高等弁務官は難民援助のために受理した公私からの一切の基金を管理し、この援助を運営するに最も適格であると同弁務官が思料する民間機関及び(適当な場合には)公的機関にこの基金を分配する。

高等弁務官は、適当と思料しない一切の提供または利用しえない一切の提供を拒絶することができる。

高等弁務官は、あらかじめ総会の同意がなければ、各国政府に対して基金提供を訴えたり、一般に対して援助を訴えてはならない。

高等弁務官はこの分野における自らの活動の報告をその年次報告のなかに含める。

11 高等弁務官は総会、経済社会理事会並びにそれらの補助機関において自らの見解を表明する権利を有するものとする。

高等弁務官は毎年、経済社会理事会を通じて総会に報告を行う。この報告は総会議事日程において独立した議題とみなされる。12 高等弁務官は各専門機関の協力を要請することができる。

### 第三章 組織及び財政

- 13 高等弁務官は事務総長の指示に基づいて総会が選出する。高等弁務官の任用条件は事務総長が提案し、総会が承認する。高等弁務官は一九五一年一月一日から三年の任期で選出される。
- 14 高等弁務官は自らの国籍と異なる国籍を有する高等弁務官代理を、同じ任期の間で任命する。
- 15 (a) あてがわれた予算の範囲内で、高等弁務官事務所職員は高等弁務官により任用され、その任務遂行について高等弁務官に対して責任を負う。
- (b) 右記職員は高等弁務官事務所の目的に献身的な者のなかから選ばれる。
- (c) 右記職員の雇用条件は、総会が採択した職員規則及びそれに基づいて事務総長が制定した細則の定めるところによる。
- (d) 無報酬の職員の雇用については、これを許可するための細目を定めることもできる。
- 16 高等弁務官は難民の居住する国の国内に代表を任命する必要があるかどうかについて、同国政府と協議する。その必要を認められないかの国内にも、当該国政府の同意を得られた代表を任命してこれをおくことができる。右記規定を条件として、同一代表が二つ以上の国において職務を行うことができる。
- 17 高等弁務官と事務総長は相互の利害関係事項について連絡及び協議を行うために適当な取極を結ばなければならない。
- 18 事務総長は高等弁務官に対して、予算の範囲内で一切の必要な便宜を提供する。
- 19 高等弁務官事務所はスイス国ジュネーブに置く。
- 20 高等弁務官事務所の財政は国際連合の予算によって賄われる。ただし総会が後日別の決定を行う場合を除いて、高等弁務官事務所の仕事に関する行政支出以外のいかなる支出も国際連合予算に計上されることはないものとし、かつ、高等弁務官の活動に関するその他の一切の支出は自発的寄附金によって賄われるものとする。
- 21 高等弁務官事務所の管理は国際連合財政規則、及びそれに基づいて事務総長が發布する財政細則に従う。
- 22 高等弁務官の基金に関する処理は国際連合監査委員会の監査に服する。ただし、同委員会は、基金の割当を受けた機関から監査済みの会計報告書を受領することができ、基金の保管及び割当のための行政取極は、国際連合財政規則及びそれに基づいて事務総長が發布した細則に従って高等弁務官と事務総長の間で合意される。

(注1)

その後の総会及び経済社会理事会の諸決議に依り、後年、本規程で定義されている難民に加えて、高等弁務官の関心の対象となった難民的状況に置かれた他の部類の者がいる。

総会決議——二六七(XI)、一三八八(XIV)、一五〇一(XV)、一六七二(XVI)、一六七三(XVI)、一七八三(XVII)、一九五九(XVIII)、二九五八(XXIII)、三二四三(XXIII)、三四五四(XXX)、三四五五(XXX)。

経済社会理事会決議——一六五五(LII)、一七〇五(LIII)、一七四一(LIV)、一七九九(LV)、一八七七(LVII)、二〇一一(LXI)。

(注2)

一九四八年二月一〇日の国連総会決議二二七A(III)〔本書七八頁〕を参照。